

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

ニュース

死亡者 909 人で過去最少に

死傷者は3年連続の増加

厚労省 労災発生状況を公表

特集Ⅰ

設備投資惜しまず

キャンペーン展開し認識統一

大林道路(株)

特集Ⅱ

手作り・安価に職場環境を改善

社会福祉法人同愛会 / ハイム化粧品(株)

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2332

6

2019

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ
港国際社労士事務所

21 東京会

代表
近藤 由香

第 293 回

取引先との懇親会に行く途中に交通事故

■ 災害のあらまし ■

Aは会社の取引先との懇親会（親睦会）に会社代表の命を受けて出席するため、乗用車を運転していたところ、交通事故に遭い、結果死亡した。

■ 判断 ■

配偶者である原告が、労働者災害補償保険法上の遺族補償年金および葬祭料の支給を請求したが、労働基準監督署長は支給しないと判断した。原告は労働保険審査会に再審査請求をしたが棄却。不支給処分取消しを求めたが、認められなかった。

■ 解説 ■

業務上の事由による死傷病と認定されるには、業務との相当因果関係がある場合（業務起因性）でなければならない。また、業務起因性が認められるためには、前提として、使用者（会社）とその従業員との間に労働契約があり、死傷病がそれに基づいて、使用者（会社）の支配下にある状態で発生していることが必要となる。

今回の事件では、Aは会社の代表者の命を受けて懇親会（親睦会）に出席をしているが、これが労働契約の本旨に従って行動しているものといえるのかどうか、つまりこの取引先との懇親会（親睦会）の出席が、業務遂行中といえるのかが問題になる。それを検討するためには、この懇親会（親睦会）がどのような会であるのかを検討する必要がある。

この親睦会（懇親会）は、Aの所属する工場に勤務する係長以上の有志や、同じ県内に事業場がある他社の有志で構成されていた。そしてこの会の目的は親睦を図り情報交換を行い、コミュニケーションを活性

化することを目的としていた。この目的を達成するために、定期的にレクリエーションを開催したり、イベントを催したりしていた。この会の設立当初の経緯をみると、設立当初設立の目的を明確に意識して設立されている訳ではなく、このようなものを作ってもよいだろう、というような軽い意識で設立されたものであった。

このような会の目的や性質からすると、取引先との間で何か具体的な取引について検討をする課題があり、そのための会議に参加するというのではなく、他の宴会や接待などと同様、単なる懇親会（親睦会）に出席するに過ぎないといえる。

とはいえ、この懇親会（親睦会）の出席によって、コミュニケーションが図られ、取引先との関係が保たれた結果、仕事上の取引につながるのではないか、つまりこれはれっきとした「業務」であるという指摘もあるかもしれない。確かにこのような取引先との懇親会（親睦会）を通じて、取引先と関係を保ちコミュニケーションを活性化させることで実際に取引が生まれることもあるであろう。しかし、それはこの懇親会（親睦会）の二次的な利益にすぎず、これがこの会の本来の目的ではない以上、単なる親睦団体に過ぎないといえる。つまり、単なる親睦団体への参加というのは「業務上の事由」とはいえない。

また、単なる（会社に関係した）接待や宴会に行く途中の死傷病に業務上の認定が下りるのかという疑問もあろう。この点、単なる接待や宴会に行く途中の死傷病は業務上の災害と認めてはいない。このことから、今回の親睦会（懇親会）に行く途中の死傷病を業務上の事由による死亡であると認定すると、このような単なる接待や宴会に行く途中の事故も労災を今後認めてい



くということにつながりかねない。

また、同様に接待ゴルフの参加中の死傷病は業務上の事故と認められるのかという疑問もあろう。ゴルフコンペの出席中の死傷病が業務上と認められるのかどうかについては、「（略）出席が、単に事業主の通常の命令によってなされ、あるいは出席費用が、事業主より、出張旅費として支払われる等の事情があるのみでは足りず、（略）業務運営上緊要なものとして認められ、かつ、事業者の積極的特命によってなされた認められるものでなければならない」としている。つまり、単に使用者（会社）の指示があり、費用も会社負担であったとしても、業務運営上必要であると認められ、会社の「積極的な特命」がなければ業務上とは認められないのである。

このように、取引先との親睦会（懇親会）やゴルフコンペ、宴会への出席にあたっての事故については、単に会社の命を受けての参加である、という理由で業務上の事由による死傷病とは認められない可能性が高い。この点を労使がともに理解したうえで、今後会社の業務を運営されていけるとよいであろう。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp